

議員派遣について

令和 7 年 3 月 21 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第160条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 北信越市議会議長会定期総会

- (1) 派遣の目的 北信越市議会議長会定期総会に出席することにより、共通する課題等について情報や意見の交換を行うため
- (2) 派遣の場所 新潟県長岡市
- (3) 派遣の期間 令和 7 年 4 月 15 日（火）及び同月 16 日（水）
- (4) 派遣する議員 副議長 竹村 圭史